

【地場産品基準類型】

類型	内容	備考
1	当該地方団体の区域内において生産されたものであること。	
2	当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。	返礼品の重量や付加価値の半分を一定程度以上上回る割合が当該原材料によるものである等の必要あり。なお、上記の旨については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A：問17参照】
3	当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。	返礼品の重量や付加価値の半分を一定程度以上上回る割合が区域内で行われる工程によるものである等の必要あり。なお、上記の旨や区域内で行われた工程の詳細等については、ポータルサイト等で募集の際にも明記する必要あり。【Q&A：問18参照】
3 (熟成肉)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したものを。	
3 (精米)	地場産品基準第3号ただし書に規定する、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したものを。	
4	返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。	
5	地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。	一般に流通している物品の本体やパッケージに単に地方団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したもの、事業者と連携協定を結んでいるのみのもの等は認められない。【Q&A：問21参照】
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。	単に区域内で役務が提供されるというだけではなく、役務の内容についても当該地方団体と相当程度の関連性が必要。【Q&A：問23,24参照】
7	当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。	
7の2	当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。	区域内の発電所において地域資源を活用して発電された電気に限る。【Q&A：問24の2参照】
8イ	市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするものであること。	返礼品の提供に当たっては、関係する近隣の市区町村の同意を得る必要あり。【Q&A：問25参照】
8ロ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするものであること。	返礼品の提供に当たっては、都道府県が合意形成に関与の上、関係する市区町村の同意を得る必要あり。【Q&A：問26参照】
8ハ	都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするものであること。	都道府県により認定された物品及び市区町村に限る。【Q&A：問27参照】
9	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。	災害により提供が不可能となってしまった返礼品の代替品に限る。【Q&A：問28参照】

※備考欄記載のQ&Aは下記通知を参照

(令和5年7月21日付)総務省

ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ & Aについて (通知)